

被災建築物応急危険度判定業務の 支援について

令和6年9月20日

都市計画部建築指導課 長尾 俊也

目次

1. 地震の概要
2. 人的被害
3. 住家被害
4. 震災後の建築物の各種判定
5. 被災建築物応急危険度判定
6. 応急危険度判定士
7. 実施状況
8. 滋賀県派遣班
9. 派遣先と移動経路
10. 活動日程（第2次派遣班事例）
11. 判定活動結果
12. 活動状況写真
13. まとめ

1. 地震の概要

名称：令和6年能登半島地震

震源地：石川県能登地方

震源の深さ：約15キロメートル

地震の規模：マグニチュード7.6

最大震度：7 石川県羽咋郡志賀町香能（はくいぐんしかまちかのう）

石川県輪島市門前町走出（わじましもんぜんまちはしりで）

発生時刻：令和6年1月1日16時10分

出所：

文部科学省 地震調査研究推進本部 地震調査研究委員会（令和6年1月15日）『令和6年能登半島地震の評価』

https://www.static.jishin.go.jp/resource/monthly/2024/20240101_noto_2.pdf

気象庁地震火山部東京管区气象台（令和6年1月25日）『令和6年能登半島地震』における震度について』

2. 人的被害

単位 [人]

都道府県	死者	行方不明者	負傷者			合計
			重症	軽傷	小計	
新潟県	2		8	44	52	54
富山県			14	42	56	56
石川県	339	3	335	876	1,211	1,553
福井県				6	6	6
岐阜県				1	1	1
愛知県				1	1	1
大阪府				5	5	5
兵庫県				2	2	2
合計	341	3	357	977	1,334	1,678

出所：消防庁災害対策本部（令和6年8月21日（水）16時00分）『令和6年能登半島地震による被害及び消防機関等の対応状況（第109報）』

3. 住家被害

単位 [棟]

都道府県	全壊	半壊	床上 浸水	床下 浸水	一部 破損	合計
新潟県	108	3,866		14	18,114	22,102
富山県	255	783			20,174	21,212
石川県	5,910	16,231	6	5	60,426	82,578
福井県		12			752	764
長野県					20	20
岐阜県					2	2
合計	6,273	20,892	6	19	99,488	126,678

出所：消防庁災害対策本部（令和6年8月21日（水）16時00分）『令和6年能登半島地震による被害及び消防機関等の対応状況（第109報）』

3. 住家被害

単位 [棟]

都道府県	全壊	半壊	床上 浸水	床下 浸水	一部 破損	合計
新潟県	70	1,420		14	7,747	9,251
富山県	32	135			4,135	4,302
石川県	6	43	6	5	3,370	3,430
福井県		9			126	135
長野県					12	12
合計	108	1,607	6	19	15,390	17,130

出所：消防庁災害対策本部（令和6年1月26日（金）9時00分）『令和6年能登半島地震による被害及び消防機関等の対応状況（第55報）』

4. 震災後の建築物の各種判定

主に3種類

①被災建築物応急危険度判定

地震直後、早急に、余震等による被災建築物の倒壊、部材の落下等から生ずる二次災害を防止するとともに、被災者がそのまま自宅にいてよいか、避難所へ避難したほうがよいかなどを判定するために公共団体が行う調査

②被災度区分判定

被災した建築物の残存耐震性能を把握し、その建築物に引き続き住む、あるいは建築物を使用するためにどのような補修・補強をしたら良いか建築の専門家が詳細に調べて判定を行い、復旧法方法を決定

③罹災証明（住家の被害認定調査）

被災者生活再建支援法等による被災者への各種の支援施策や税の減免等を被災者が申請するにあたって必要とされる住家の被害程度を、市長村長が証明するもの

出所：全国被災建築物応急危険度判定協議会『地震！この建物大丈夫？被災建築物応急危険度判定』

5. 被災建築物応急危険度判定

判定作業は、判定士 2 人がチームになって、調査表等の定められた基準により、客観的に判定します。



木造調査票

R C 造等調査票

S 造調査票

5. 被災建築物応急危険度判定

調査結果は、「調査済」(緑紙)、「要注意」(黄紙)、「危険」(赤紙)の三種類の判定ステッカー(色紙)のいずれかにより、見やすい場所に表示します。



使用可能

立ち入る際要注意

立入危険

6. 応急危険度判定士

判定士は、被災地において、地元市区町村長または都道府県知事の要請により、応急危険度判定を行う建築技術者です。判定士は、都道府県知事が行う講習会等を受講して認定登録を受けています。

滋賀県被災建築物	
応急危険度判定士認定証	
判定士氏名	型
生年月日	日
判定士番号	
登録年月日	日
有効期限	日
滋賀県知事	

備考

本証は地震による被災建築物の危険度を判定（応急危険度判定）し、余震等による建築物の倒壊などに伴う二次災害の防止を図ることを目的に、滋賀県知事が「滋賀県被災建築物応急危険度判定士認定要綱」に基づき交付したものである。

注意事項

本証は他人貸与または譲渡することはできません。

次の場合は、本証を返納して下さい。

- ・建築士の免許を取り消されたとき。

次の場合は、本証を提出して下さい。

- ・建築士の業務の停止が命じられたとき。

住所、勤務先等に変更が生じたときは届け出て下さい。

本証の更新は有効期限の30日前までに申請して下さい。

全国の判定士 105,912名（令和5年3月末現在）

出所：日本建築防災協会ホームページ

滋賀県内の判定士 1,166名（令和5年3月末日現在）

出所：滋賀県ホームページ

7. 実施状況

令和6年能登半島地震における被災建築物応急危険度判定の実施状況

単位 [件]

都道府県	調査済 (緑)	要注意 (黄)	危険 (赤)	計	時点
石川県	10,195	8,790	12,615	31,600	令和6年1月21日終了
富山県	1,533	1,212	619	3,364	令和6年1月16日終了
新潟県	965	876	212	2,053	令和6年1月11日終了
福井県	18	14	6	38	令和6年1月3日終了
合計	12,711	10,892	13,452	37,055	

出所：日本建築防災協会ホームページ 2024年5月6日閲覧

8. 滋賀県派遣班

令和6年能登半島地震における被災建築物応急危険度判定の実施状況

次数	派遣期間	所属	人数	所属	人数	所属	人数	所属	人数
1	R6.1.3 ～ 1.7	滋賀県	6	—	—	—	—	—	—
2	R6.1.6 ～ 1.10	滋賀県	2	大津市	2	守山市	2	彦根市 長浜市	1 1
3	R6.1.9 ～ 1.13	滋賀県	2	大津市	2	近江 八幡市	2	草津市 東近江市	1 1
4	R6.1.12 ～ 1.16	滋賀県	2	大津市	2	甲賀市	2	—	—
5	R6.1.15 ～ 1.19	滋賀県	2	大津市	2	多賀町	2	彦根市 長浜市	1 1

9. 派遣先と移動経路



10. 活動日程（第2次班事例）

第1日目（1月6日）

金沢市への移動・引継ぎ

- 資機材の積み替え
- 道路情報（破損状況、片側交互通行、一方通行、渋滞、移動時間の実績等）
- 派遣先情報（被災状況、判定区分の実績・割合、停電、通信障害、上下水道・トイレ利用可否、車両給油可能場所等）

のと里山海道等の交通規制について



10. 活動日程（第2次班事例）

第2日目（1月7日）

中能登町への移動・判定活動

- 午前6時00分 金沢市を出発
- 午前9時00分 宿泊所を経由した後、本部（中能登町役場）に到着
- 午前10時00分 判定作業開始（昼食・休憩を適宜）
- 午後4時30分 作業終了
- 午後4時45分 本部にて集計作業
- 午後5時30分 本部を出発
- 午後5時45分 宿泊所（石川県立鹿島少年自然の家）に到着



10. 活動日程（第2次班事例）

第3日目（1月8日）

中能登町での判定活動

- 午前8時15分 宿泊所を出発
- 午前8時30分 本部（中能登町役場）に到着
- 午前8時45分 判定作業開始（昼食・休憩を適宜）
- 午後4時30分 判定作業終了
- 午後4時45分 本部にて集計作業
- 午後5時30分 本部を出発
- 午後5時45分 宿泊所に到着



10. 活動日程（第2次班事例）

第4日目（1月9日）

中能登町での判定活動・金沢市への移動

- 午前8時15分 宿泊所出発
- 午前8時30分 本部（中能登町役場）に到着
- 午前8時45分 判定作業開始（昼食・休憩を適宜）
- 午後4時30分 判定作業終了
- 午後4時45分 本部にて集計作業
- 午後5時30分 本部を出発
- 午後8時00分 宿泊所を経由して金沢市に到着
- 午後9時00分 引継ぎ完了



10. 活動日程（第2次班事例）



OTSU
大津市
LakeBiwa

第5日目（1月10日）

大津市役所への移動

- 物品整理・車両確認の後、金沢市を出発
- 午後3時00分 大津市役所に到着
- 到着後、大津市役所内部および滋賀県への帰庁報告

11. 判定活動結果

大津市の活動実績

次数	派遣期間	派遣者	派遣先	活動日	判定件数
2	R6. 1. 6 ～ 1. 10	建築指導課 係長 建築課 係長	中能登町	1. 7 1. 8 1. 9	5 2 7 1 7 8
3	R6. 1. 9 ～ 1. 13	建築課 主査 建築指導課 技師	輪島市	1. 10 1. 11 1. 12	2 5 9 1 5 8
4	R6. 1. 12 ～ 1. 16	建築指導課 課長補佐 建築課 主査	能登町 珠洲市 珠洲市	1. 13 1. 14 1. 15	1 5 6 1 3 1
5	R6. 1. 15 ～ 1. 19	建築課 主査 建築指導課 技師	珠洲市	1. 16 1. 17 1. 18	2 3 4 7 6 7

総件数 6 1 9

11. 判定活動結果

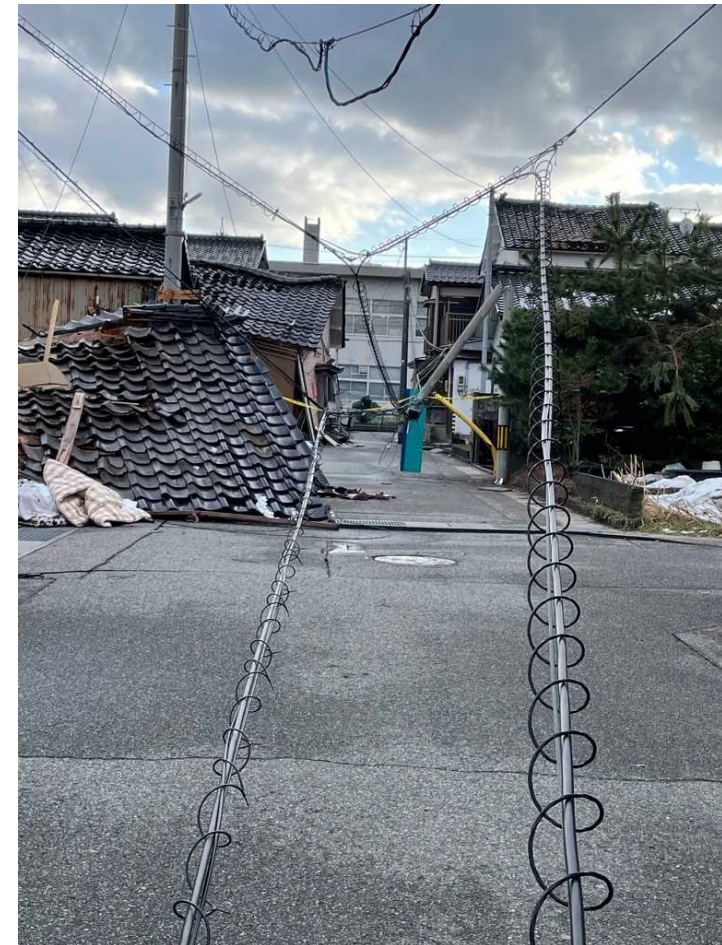
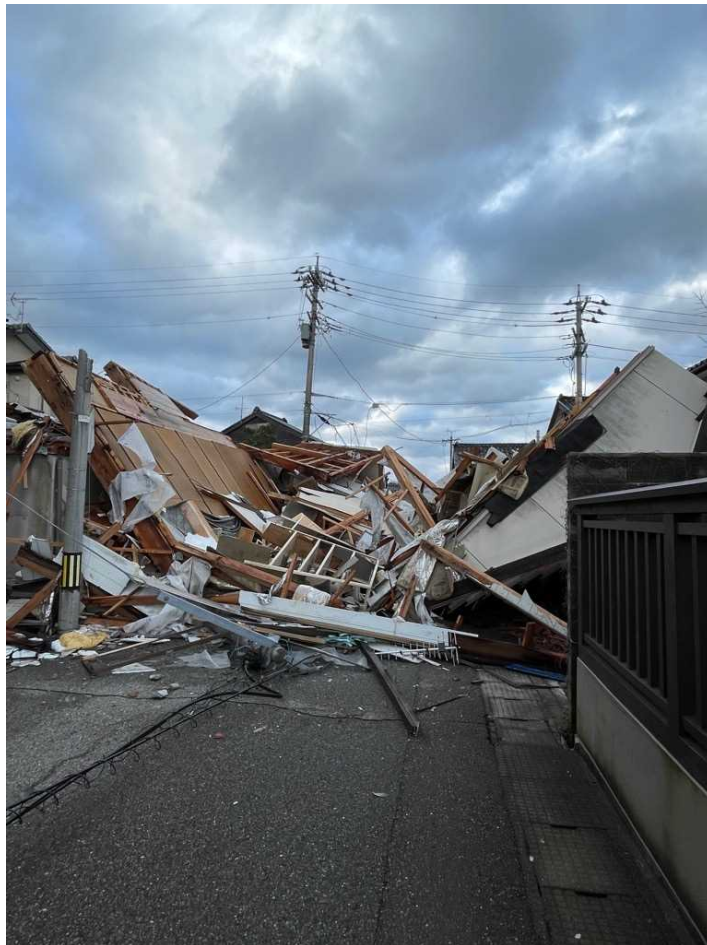
危険・要注意・調査済 判定区分の割合（大津市判定分）

派遣先	判定 件数	調査済		要注意		危険	
		件数	%	件数	%	件数	%
中能登町	201	109	54.2	67	33.3	25	12.4
輪島市	174	37	21.3	42	24.1	95	54.6
能登町	15	2	13.3	9	60.0	4	26.6
珠洲市	229	12	5.2	72	31.4	145	63.3
合計	619	160	25.8	190	30.7	269	43.5



12. 活動状況写真

道路閉塞（家屋倒壊・電柱転倒）



12. 活動状況写真

沿道一体の倒壊・液状化によるマンホールの浮き



12. 活動状況写真

外壁・屋根の崩落



12. 活動状況写真

古い木造家屋の全壊・隣接建築物転倒の恐れ



12. 活動状況写真

ブロック塀転倒・間口に壁が少ない1階の崩壊



12. 活動状況写真

1階に壁が少ない家屋、鉄筋コンクリート造の建築物



12. 活動状況写真

積雪の状況



12. 活動状況写真

被害状況（遠景）



12. 活動状況写真

被害状況（遠景）



12. 活動状況写真

赤・黄・緑の分布（左：中能登町 右：珠洲市）



12. 活動状況写真

道路凍結・雨雪への対応



12. 活動状況写真

判定士の宿泊所の状況



13. まとめ

大津市の取組へのフィードバック

受援体制・判定実施体制の整備

- 人員計画
- 派遣判定士の宿泊施設
- トイレ等衛生環境
- 資機材
- 本部を設置する市有施設の整備
- 積載量および電源をもつハイブリッド車両
- 停電への対応（発電機・大型モバイルバッテリー）
- 通信停波への対応（各社モバイルルーター）